

令和5年5月9日
東北森林管理局

東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正について

東日本大震災の被災地で使用する建設機械は、標準的な施工条件での使用に対して維持修理費が増大している事態にかんがみ、平成26年4月1日付け「東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正について」により建設機械の機械損料に補正を行っているところでありますが、森林整備保全事業建設機械経費積算要領（平成11年4月1日付け林整計第134号）第5の規定に加え、下記のとおり運用することとしましたのでお知らせいたします。

1 建設機械の機械損料の運用

ブルドーザ（リッパ装置付きブルドーザを除く）、バックホウ、ダンプトラック（建設用ダンプトラックを除く）の建設機械の運転1時間当たり損料に乗じる値を「東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正について」の一部改正により100分の105から100分の102に変更します。

2 対象工事

岩手県、宮城県における東北森林管理局（森林管理署等含む）が発注する森林土木工事（海岸防災林復旧工事を含む）

3 適用年月日

令和5年5月15日以降に入札公告を行う工事から適用。

お問い合わせ先： 東北森林管理局	
森林整備部森林整備課	TEL 018-836-2163
計画保全部治山課	TEL 018-836-2260